

## 第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

### 第1節 計画段階配慮事項の選定

文献で得られた情報により、重大な影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定しました。計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由は、表 5-1-1 に示すとおりです。

表 5-1-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素	影響要因		施設等の存在及び供用		選定理由
			道路の存在	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地等が分布します。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地等が分布します。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な動物種が生息しています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周囲では、重要な植物種・群落、巨樹・巨木林、天然記念物が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周囲では、まとめて存在する自然環境として、自然公園、鳥獣保護区等が指定されています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		○		事業実施想定区域及びその周囲には、主要な眺望点、景観資源が存在しています。道路の存在に伴い、主要な眺望点、景観資源への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

## 第2節 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートや道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。

計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要となる検討対象（大気質や騒音では集落・市街地等、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5-2-1 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理し、各ルート帯（A 案、B 案、C 案）を比較する方法としました。

表 5-2-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地等 ・集落・市街地 <sup>※1</sup>	既存資料	集落・市街地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音	・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 <sup>※2</sup>			
道路の存在による動物	重要な種の生息地 ・重要な動物種 <sup>※3</sup>	既存資料	重要な種の生息地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地 ・重要な植物種 <sup>※4</sup> ・重要な植物群落 <sup>※5</sup> ・巨樹・巨木林 <sup>※6</sup> ・天然記念物（樹木） <sup>※7</sup> ・香川県自然記念物 <sup>※8</sup>	既存資料	重要な種・群落の生育地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・国立公園 <sup>※9</sup> ・鳥獣保護区 <sup>※10</sup> ・保安林 <sup>※11</sup> ・香川のみどり百選 <sup>※12</sup>	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源 <sup>※13</sup>	既存資料	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

- ※1) 集落・市街地の既存資料：「令和2年度国勢調査人口集中地区境界図（香川県）」（令和6年3月時点、総務省統計局 HP）の DID、「高松市地図情報システム たかまつぶ」（令和6年3月時点、高松市 HP）の用途地域、「土地利用細分メッシュデータ」（令和6年3月時点、国土数値情報ダウンロードサービス HP）の建物用地
- ※2) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の既存資料：「高松市立小学校一覧」（令和6年3月時点、高松市 HP）、「香川県内小学校一覧」（令和6年3月時点、香川県教育委員会 HP）、「高松市立中学校・高校一覧」（令和6年3月時点、高松市 HP）、「香川県内中学校一覧」（令和6年3月時点、香川県教育委員会 HP）、「香川県私立学校一覧」（令和6年3月時点、香川県総務部総務学事課 HP）、「香川県内高校一覧」（令和6年3月時点、香川県教育委員会 HP）、「令和4年度全国大学一覧」（令和6年3月時点、文部科学省 HP）、「令和4年度全国短期大学一覧」（令和6年3月時点、文部科学省 HP）、「特別支援学校一覧」（令和6年3月時点、香川県教育委員会 HP）、「国公私立高等専門学校」（令和6年3月時点、文部科学省 HP）、「幼稚園等一覧」（令和6年3月時点、高松市健康福祉局こども保育教育課 HP）、「社会福祉施設等一覧」（令和6年3月時点、香川県健康福祉部健康福祉総務課 HP）、「令和5年度香川県幼保連携型認定こども園」（令和6年3月時点、香川県総務部総務学事課 HP）、「保育施設等一覧」（令和6年3月時点、高松市健康福祉局こども保育教育課 HP）、「地域医療情報システム」（令和6年3月時点、日本医師会 HP）、「県内図書館リスト」（令和6年3月時点、香川県立図書館 HP）
- ※3) 重要な動物種の選定基準は、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）、香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）、環境省レッドリスト（令和2年3月、環境省）、香川県レッドデータブック 2021 香川県の希少野生生物（令和3年3月、香川県）とし、既存資料により位置情報の記載のある種の生息地を設定した。  
重要な動物種の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査 香川県」（昭和56年、環境庁）、「香川生物」（第29号、第31号、第34号、第47号～第49号）（香川生物学会）、「香川県レッドデータブック 2021 香川県の希少野生生物」（令和3年3月、香川県）、「令和5年度版 高松市環境白書」（令和6年3月、高松市環境局環境総務課）
- ※4) 重要な植物種の選定基準は、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）、香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）、環境省レッドリスト（令和2年3月、環境省）、香川県レッドデータブック 2021 香川県の希少野生生物（令和3年3月、香川県）とし、既存資料により位置情報の記載のある種の生育地を設定した。  
重要な植物種の既存資料：「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図 香川県」（昭和51年、環境庁）、「香川生物」（第42号、第43号）（香川生物学会）、「香川県レッドデータブック 2021 香川県の希少野生生物」（令和3年3月、香川県）

- ※5) 重要な植物群落の選定基準は、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、植物群落レッドデータブック（平成8年、（財）日本自然保護協会）、特定植物群落調査報告書-第2回自然環境保全基礎調査（昭和56年、環境庁）、第3回自然環境保全基礎調査（昭和63年、環境庁）、第5回自然環境保全基礎調査（平成12年、環境庁）とし、既存資料により位置情報の記載のある種の生育地を設定した。  
重要な植物群落の既存資料：「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図 香川県」（昭和51年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査 香川県」（昭和56年、環境庁）、「第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書ほか」（昭和63年～平成元年、環境庁）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（平成12年、環境庁）
- ※6) 巨樹・巨木林の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査 香川県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）、「巨樹・巨木データベース」（令和6年3月時点、環境省生物多様性センターHP）
- ※7) 天然記念物（樹木）の既存資料：「高松市内の指定文化財」（令和6年3月時点、高松市創造都市推進局環境文化財課HP）
- ※8) 香川県自然記念物の既存資料：「香川県自然記念物」（令和6年3月、香川県環境森林部みどり保全課）
- ※9) 国立公園の既存資料：「瀬戸内海国立公園概要・計画書」（平成11年2月、環境省）
- ※10) 鳥獣保護区の既存資料：「香川県鳥獣保護区等位置図」（令和4年度、香川県環境森林部みどり保全課）
- ※11) 保安林の既存資料：「環境アセスメントデータベース」（令和6年3月時点、環境省大臣官房環境影響評価課HP）
- ※12) 香川のみどり百選：「香川のみどり百選」（令和6年3月、香川県環境森林部みどり保全課）
- ※13) 主要な眺望点、景観資源の既存資料：「うどん県旅ネット」（令和6年3月時点、公益社団法人香川県観光協会HP）、「all YASHIMA」（令和6年3月時点、高松市創造都市推進局観光交流課HP）、「高松市峰山公園」（令和6年3月時点、香川県造園事業協同組合HP）、「玉藻公園公式ウェブサイト」（令和6年3月時点、香川県造園事業協同組合HP）、「高松・東讃地区の水物語」（令和6年3月、香川県農政水産部土地改良課）、「Experience Takamatsu」（令和6年3月時点、エクスペリエンス高松運営委員会HP）、「発見！キラッと☆香西」（令和6年3月時点、香西コミュニティ協議会HP）、「瀬戸内海国立公園（香川県地域）区域及び公園計画図（東部）」（平成11年2月2日、環境庁告示第3～7号）、「瀬戸内海国立公園（香川県地域）区域及び公園計画図（西部）」（平成11年2月2日、環境庁告示第3～7号）、「第3回自然環境保全基礎調査 香川県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）、「屋島活性化基本構想」（平成25年1月、高松市）、「高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可申請等について」（平成25年4月1日施行）（高松市都市整備局都市計画課）、「香川のみどり百選」（令和6年3月、香川県環境森林部みどり保全課）

### 第3節 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

計画段階配慮事項に関する調査は、既存資料に基づき表 5-2-1 に「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5-3-1 に調査の結果として記載しました。予測では、表 5-3-1 に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握しました。

選定された計画段階配慮事項の各ルート帯における影響の程度は、表 5-3-1 に示すとおりです。

自動車の走行による大気質・騒音の環境要素について、いずれのルートにおいても影響を与える可能性があります。ただし、A 案及び B 案は、C 案に比べ影響の程度は小さいと評価します。

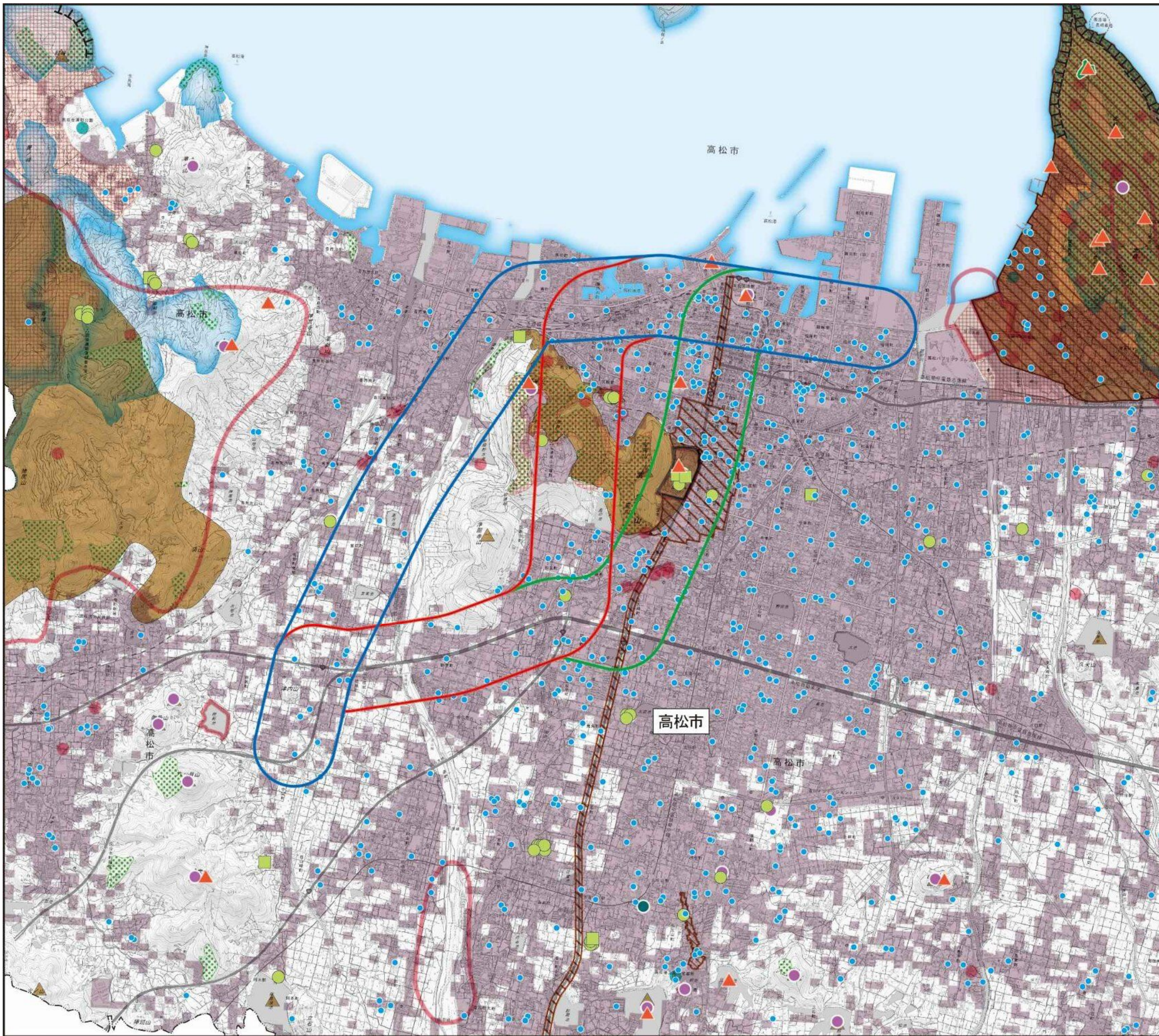
道路の存在による動物、植物の環境要素について、いずれのルートにおいても影響を与える可能性があり、A～C 案の影響は同程度と評価します。

道路の存在による生態系の環境要素について、いずれのルートにおいても影響を与える可能性があります。ただし、C 案が最も影響の程度が小さく、A 案は B 案に比べ影響の程度は小さいと評価します。

道路の存在による景観の環境要素について、いずれのルートにおいても影響を与える可能性があります。ただし、A 案及び B 案は、C 案に比べ影響の程度は小さいと評価します。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地等、重要な種の生息地、重要な種・群落の生育地、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な箇所（主要な眺望点、景観資源）を避けて計画します。

なお、各検討対象について、影響の回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。



記号	区分
○	重要な動物種
○	重要な植物種(植物相)
■	重要な植物群落
■	重要な植物種(巨樹・巨木林、天然記念物)
●	重要な植物種(保存木)
●	重要な自然環境のまとまりの場
□	瀬戸内海国立公園
TTT	海食崖
■	鳥獣保護区
■	保安林
■	景観資源
▲	主要な眺望点
■	景観形成重点地区
●	学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設
■	集落・市街地

記号	区分
○	A案:全線バイパス案
○	B案:バイパス案(一部高松自動車道活用)
○	C案:現道改良案(一部高松自動車道活用)

図 5-3-1 計画段階配慮事項の調査結果

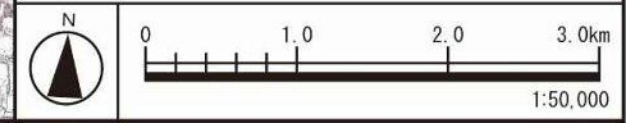


表 5-3-1(1) 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

計画段階 配慮事項	A 案：全線バイパス案	B 案：バイパス案 (一部高松自動車道活用)	C 案：現道改良案 (一部高松自動車道活用)
大気質 ／ 騒音	<p>ルート帯は、集落・市街地等を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地等を回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>	<p>ルート帯は、集落・市街地等を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地等を回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>	<p>ルート帯は、集落・市街地等を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>なお、集落・市街地等が多く分布するルート帯であるため、集落・市街地等を通過する程度は他のルートに比べ大きいと考えられます。</p>
	<p>A 案及び B 案は、C 案に比べ環境影響の程度は小さいと評価します。</p>		
動物	<p>ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過するため、動物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な種の生息地をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>	<p>ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過するため、動物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な種の生息地をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>	<p>ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過するため、動物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な種の生息地をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>
	<p>いずれのルートにおいても環境への影響が懸念されるが、今後の具体的なルートや道路構造の検討により影響低減が可能であるため、A～C 案の影響は同程度であると評価します。</p>		
植物	<p>ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種・群落の生育地を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な種・群落の生育地をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>	<p>ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種・群落の生育地を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な種・群落の生育地をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>	<p>ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種・群落の生育地を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な種・群落の生育地をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>
	<p>いずれのルートにおいても環境への影響が懸念されるが、今後の具体的なルートや道路構造の検討により影響低減が可能であるため、A～C 案の影響は同程度であると評価します。</p>		

表 5-3-1 (2) 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

計画段階 配慮事項	A 案：全線バイパス案	B 案：バイパス案 (一部高松自動車道活用)	C 案：現道改良案 (一部高松自動車道活用)
生態系	<p>ルート帯は、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p> <p>なお、保安林がルート帯中央に分布し、その一部を改変する可能性があるため、生態系の保全上重要であってまとまって存在する自然環境を通過する程度は C 案に比べて大きいと考えられます。</p>	<p>ルート帯は、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p> <p>なお、鳥獣保護区や保安林がルート帯の範囲に広く分布し、その一部を改変する可能性があるため、生態系の保全上重要であってまとまって存在する自然環境を通過する程度は他のルートに比べて大きいと考えられます。</p>	<p>ルート帯は、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>
	<p>C 案が最も環境影響が小さいと評価します。A 案は、B 案に比べ環境影響の程度は小さいと評価します。</p>		
景観	<p>ルート帯は、景観資源を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、景観資源をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>	<p>ルート帯は、景観資源を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、景観資源をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p>	<p>ルート帯は、景観資源を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、景観資源をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。</p> <p>なお、景観形成重点地区がルート帯の範囲に広く分布し、その一部を改変する可能性があるため、景観資源を通過する程度は他のルートに比べて大きいと考えられます。</p>
	<p>A 案及び B 案は、C 案に比べ環境影響の程度は小さいと評価します。</p>		